

## 道路の上空に設ける通路の許可等の取扱いについて

道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による許可等（以下「許可等」という。）の取扱いを下記のとおり定める。

令和 2 年 10 月 21 日

高知市都市建設部長

### 記

許可等は、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成 30 年 7 月 11 日国住指第 1201 号・国住街第 80 号）によるほか、次に定める基準のいずれかによるものとする。

第 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 145 条第 2 項第一号に該当する生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために設ける場合は、次の各号に該当するものであること。

- 一 土地区画整理事業、下水道事業等の一定の都市整備事業の完了している区域内で、都市の機能等に支障のない場所であること。
- 二 都市計画において定められた幹線街路以外の道路に設置するものであること。
- 三 街区の景観を損なわないものであること。

第 2 建築物の避難施設として設ける場合又は道路の交通の緩和のために設ける場合は、次の各号に該当するものであること。

- 一 避難施設として設ける場合は、不特定多数の者が利用する建築物に、それらの者のために設置するものであること。
- 二 交通の緩和のために設ける場合は、路上を利用することが著しく交通の支障となり、通路を設置することにより、交通の緩和を図ることが明らかに認められるものであること。
- 三 通路を接続するそれぞれの建築物の延べ面積の合計が 1 万平方メートルを超えるものであること。
- 四 土地区画整理事業、下水道事業等の一定の都市整備事業の完了している区域内で、都市の機能等に支障のない場所であること。
- 五 都市計画において定められた幹線街路以外の道路に設置するものであること。
- 六 街区の景観を損なわないものであること。

第 3 災害時の拠点・避難施設となる建築物に設けられるもので、通路の設置によりその機能が十分発揮されると認められるもの。

第 4 その他、市長が特に公益のため必要があると認めたもの。